

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の考えるコーポレート・ガバナンスとは、社会・経済環境の変化に即応した的確な意思決定やリスクマネジメントのできる組織・機能を確立することにあると認識しており、このような考えのもと、当社は、経営の公正性・効率性・透明性等向上のための社内体制の整備に努め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指してまいります。

経営の透明性を高める点につきましては、法定開示はもとより、ディスクロージャーを重視して適時情報開示を行うとともに、当社ホームページ等を通じ、IR情報の開示等を行っていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社岡本俊人	4,000,000	35.37
岡本 俊人	2,556,900	22.61
ウィル従業員持株会	1,048,200	9.27
浜本 憲至	182,000	1.61
花谷 幸夫	158,000	1.40
阪上 照一	123,600	1.09
垂谷 保明	123,000	1.09
友野 泉	114,400	1.01
宮前 いずみ	112,000	0.99
株式会社SBI証券	84,300	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	岡本 俊人
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当社の主要株主である株式会社岡本俊人は、当社取締役会長である岡本俊人が同社の代表取締役を兼務しており、同社及び岡本俊人個人の持株比率合計は、平成26年12月31日現在57.98%となっていることから、支配株主に該当いたします。

当社と岡本俊人との間において取引を行う場合には、取締役会に付議しており、他の取締役により当該取引の妥当性を検証のうえ、通常一般取引と同様の条件であることを前提として決定を行うことにより、少数株主保護に努めております。なお、岡本俊人は当社の取締役会長であることから、利益相反取引に該当いたしますので、当該取締役会決議には参加していません。

なお、株式会社岡本俊人と当社の間において取引発生の実実はございません。

また、当社は社外監査役2名を含む監査役会を設置しており、定時及び臨時の取締役会に出席することにより、取締役の業務執行について監査を行っており、業務の適正性を確保する体制を整えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役・監査役会、会計監査人及び内部監査室は、相互に連携して、効果的かつ効率的な監査を実施するよう、情報・意見の交換及び指摘事項の共有を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。また、監査役会、会計監査人及び内部監査室は、内部統制部門と定期的に情報・意見交換を行うことで、適切な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
垂谷 保明	公認会計士													
赤澤 敬之	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が「寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)」

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
垂谷 保明	○	――	税務・会計の高度な専門的知識を生かし、公正中立的立場から取締役の監視を目的として選任しております。なお、当社や当社の関連会社との取引が無く、主要株主にも該当せず、当社からの独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
赤澤 敬之	○	――	法務の高度な専門的知識を生かし、公正中立的立場から取締役の監視を目的として選任しております。なお、当社や当社の関連会社との取引が無く、主要株主にも該当せず、当社

		からの独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
--	--	------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、当社取締役及び従業員、並びに当社子会社の取締役の、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役
該当項目に関する補足説明 更新	

上記のストックオプション制度導入の目的に照らし、当社取締役、監査役及び従業員、並びに当社子会社の取締役を対象に、ストックオプションを付与。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成26年12月期における当社取締役に対する役員報酬は、65百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬額の決定方法といたしましては、役員規程の定めに基づき、世間水準、会社業績、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内で決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成15年7月4日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、平成27年3月27日開催の定時株主総会において年額40百万円の範囲で報酬等として新株予約権を付与することについても決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、総務・経営品質チームが重要な会議の資料等を提供するなどして適切な判断の一助としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、会社の業務執行に関する意思決定機関として監査役出席のもと、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて随時の取締役会を開催するなどして、適正かつ迅速な意思決定を行っております。また、取締役会における意思決定を的確に業務執行に反映させる場として、各部門責任者を含めての管理職会議を毎週1回実施しております。

当社の監査役会は、監査役3名(常勤1名、社外2名)で構成しており、定時の監査役会を開催しております。監査役監査につきましては、取締役会等重要な会議への出席及び必要な意見具申のほか、内部監査室及び監査法人とも緊密な連携を保ち、公正中立な立場から取締役の業務執行全般にわたって監視する体制を整えております。また、内部統制管理を目的として、独立した機関としての内部監査室が内部監査計画に基づく監査を実施し、会社の業務活動、財産の状況、コーポレート・ガバナンスの浸透等を監査しております。

取締役及び監査役の報酬についての総額は株主総会の承認により決定し、取締役各人の個別報酬は取締役会で、また監査役各人の個別報酬は監査役会の協議により決定しております。

また、当社は会計監査人を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化、会計監査体制の一層の充実に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、法務面及び会計面の経験が豊富な社外監査役2名を選任し、取締役会への出席、意見表明、会計監査人との連携など、その監視機能が発揮される体制を整えており、経営陣の業務執行が適正かつ効率的に行われる仕組みが確保されております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の定時株主総会は3月としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページに掲載しております。(http://www.wills.co.jp)	
IR資料のホームページ掲載	適時開示規則に基づく法定開示事項及び当社のディスクロージャーポリシーに基づく積極的開示事項について、当社ホームページ上で、I R 資料として遅滞無く掲載を行っております。 (http://www.wills.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署(兼務)を設置し、2名体制で業務に従事しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のディスクロージャーポリシーの情報開示の基本姿勢に、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針を明文化しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための内部統制システムを構築しております。

- 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令を遵守することはもとより、高い企業倫理観を持って事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。
(1) 就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、適正な職務の遂行に専念すべき義務を定める。
(2) 企業倫理については、企業倫理憲章を策定し、ウィルグループ全ての役員及び社員に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。
(3) 企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンスの意識付け、モラルの保持、適正な開示に関する検討等を行うため、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図る。
(4) より風通しの良い企業風土の創生に努め、グループ各社内における法令違反又は法令上疑義のある行為等に対し、取締役及び社員が直ちに報告できる体制をとり、早期発見、早期対応に努める。
(5) 役員や社員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理に関する研修を実施する。
- 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。
(1) 文書（関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。）、その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書管理規程等を策定する。
(2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるもののほか、業務に必要な期間保存するものとし、取締役及び監査役は必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。
- 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は、ビジネスリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。
(1) ビジネスリスクマネジメントの責任体制を明確化するため、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする「対策本部」を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、統括して危機への対応を行う。
(2) ウィルグループが一体となってリスクマネジメントを行うため、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの未然防止に取り組むとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、リスク管理規程を策定する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。
(1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める業務分掌規程を策定する。
(2) 取締役会規程を定め、毎月1回以上開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
(3) ウィルグループを統括・調整・効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、幹部会議を定期的に実施する。
- ウィルグループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、ウィルグループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、ウィルグループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、グループ会社において以下の取り組みを行う。
(1) 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
(2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
(3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
(4) 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。
(5) 親会社の内部監査部門等による監査を実施する。
- 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。
(1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する社員を置くものとする。
(2) 監査役に補助の任命を受けた社員は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。
(3) 監査役の補助を行う社員の人事異動、懲戒、評価等については、監査役の意見を尊重して対処するものとし、当該社員の取締役からの独立性を確保するものとする。
- 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。
(1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
イ. 管理職会議で決議された事項
ロ. 会社に著しい損害を及ぼした事項、又は及ぼすおそれのある事項
ハ. 月次決算報告
ニ. 内部監査の状況
ホ. 法令・定款等に違反するおそれのある事項
ヘ. 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
(2) 監査役のために応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
(3) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況】

当社は、「暴力団、総会屋、えせ右翼行為、えせ同和行為、ブラック・ジャーナリズム等の違法・不当な行為を行う団体、個人」を反社会的勢力と位置付け、以下のとおり当該勢力の経営活動への関与防止及び被害防止のための体制を構築しております。

- 基本姿勢
当社は、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と係わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないことであると強く認識し、当社従業員においては社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示す。
また、反社会的勢力から不当な要求がなされた場合にもこれに屈することなく、毅然とした態度で臨むことを、対応方針とする。
- 取引相手の調査と報告に関する体制
新規取引に関する新規業者取扱規程を策定し、当該申請部門は「業者チェックシート」に次の調査結果を添付し、代表取締役まで提出する。
(1) 日本経済新聞社がインターネット上で提供する、会員制ビジネス情報サービス「日経テレコン21」において、帝国データバンクの企業信用調査（又は東京商工リサーチ）を取得する。また、同サービスにおいて、新聞及び雑誌の記事検索を実施し、犯罪に関係する記事、逮捕歴等の不良情報の有無を確認する。
(2) 記事検索結果において、犯罪性、逮捕歴等の不良情報の記事に該当するものが存在した場合には、同一人物（又は同一法人）かどうかを確認し、同一人物と判断される場合には、総務・経営品質チームに申告し、同チームにおいて監視庁及び道府県警組織犯罪対策本部又は財団法人暴力団追放センターの相談窓口にて、詳細な情報の収集を行う。記事検索において該当がない場合でも、相手方の人相、風体、話し振り等により疑念が生じた場合も、同チームに照会を依頼する。
- 社員への教育、指導
(1) 上記内容及び不審者との面談時の注意点をまとめた「反社会的勢力への対応マニュアル」を全拠点に配布する。
(2) 社内教育は入社時及び定期的に（少なくとも年1回）実施し、継続的に注意を促すものとし、不審な人物からアプローチがあった場合は、直ちに総務・経営品質チームへ連絡するよう、社員を指導する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制について

(1) 情報開示担当部署及び担当責任者

イ. 担当部署:財務チーム

ロ. 責任者:情報開示担当役員 代表取締役 友野 泉

(2) 適時開示の手順

重要な決定事項につきましては、取締役会で承認後速やかに情報を開示いたします。

また、会社にとって重要な影響を与える事実の発生につきましては、情報開示担当役員に報告が集約される体制を整えており、情報開示担当役員において検討の上、緊急を要するものは代表取締役の承認後、それ以外は取締役会の承認後に速やかに開示いたします。

また、決算情報につきましては取締役会の審議・承認後速やかに開示するとともに、月次決算における予算実績管理において大きな変動が見込まれることが明確になった時点で、速やかに業績予想の修正発表を行うこととしております。

(3) 適時開示の方法

重要情報の開示は、東京証券取引所の規則に従い、証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービス(TDnetシステム)にて公開いたします。並びに、適時開示情報閲覧サービスにて公開した情報は、当社ホームページにおいても速やかに掲載することとしております。

2. 適時開示基準について

重要情報の開示について、証券取引法、その他の法令及び東京証券取引所の規則を遵守し、公正かつ適時・適切な開示を行うとともに、重要情報に該当しない情報についても、当社の実態を正確に認識し判断できるよう自主的にディスクロージャーの充実を図ります。

3. 内部情報の管理について

当社の定める「インサイダー取引管理規程」に基づき、インサイダー取引の防止、内部情報の管理体制、自社株等の売買について遵守すべき事項の徹底に努めております。

